

大阪市水道局告示第10号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月6日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
成協信用組合	岸和田支店	変更前	大阪府岸和田市魚屋町2番1号	令和8年3月23日
		変更後	大阪府岸和田市宮本町16番4号	

(水道局総務部経理課)